

放送法をめぐる根本問題

総務省の作成・共有していた行政文書。提供者は、小西議員によると「放送法」を歪曲・破壊する解釈から放送法を取り戻してほしい、と願う総務省職員だそうです。が、高市元総務大臣は、自分の関わった部分は捏造だといまだに言い張っています。

往生際が悪すぎるという反応は多方面から出されていますが、根本的な問題は何でしょうか。

端的に言えば、高市総務大臣の発言（下記字幕）自体が放送法の精神を捻じ曲げる憲法違反であるということです。



先日〔3月11日（土）〕の『報道特集』（上記の画面もその一部）で放送された内容を紹介します。

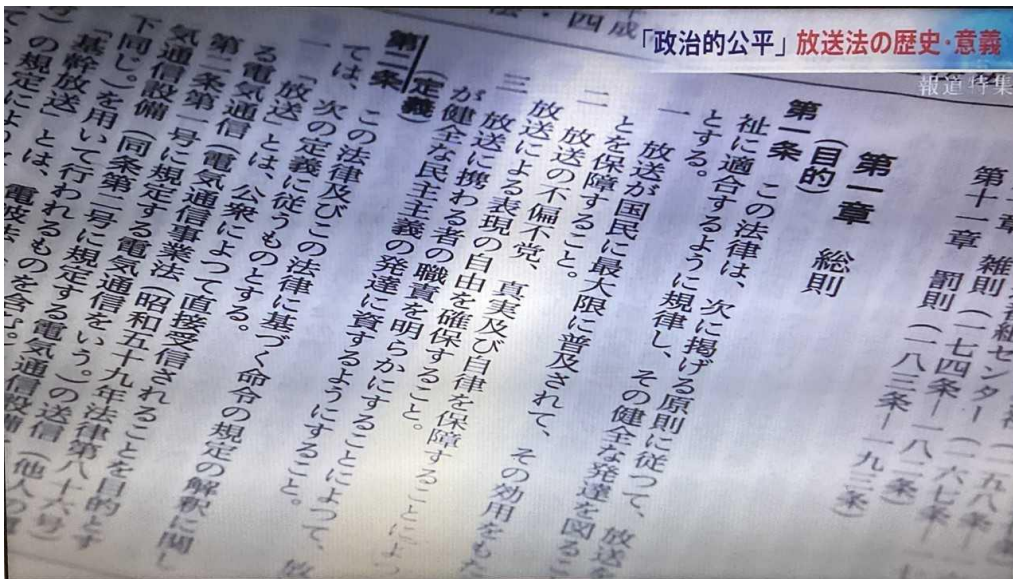
「放送法」制定に際してつくられた想定問答集（通信省：当時）には次のように記されている。

本法（放送法）の必要性。放送は、いかなる政党政府、いかなる政府の団体・個人からも支配されない自由独立なものとしなければならない。

政府が干渉することで、放送が政府の御用機関になり、国民の思想の自由な発展を阻害し、戦争中のような恐るべき結果を生ずる。



そして1950年、成立した放送法の第一条には「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」が明記されている。

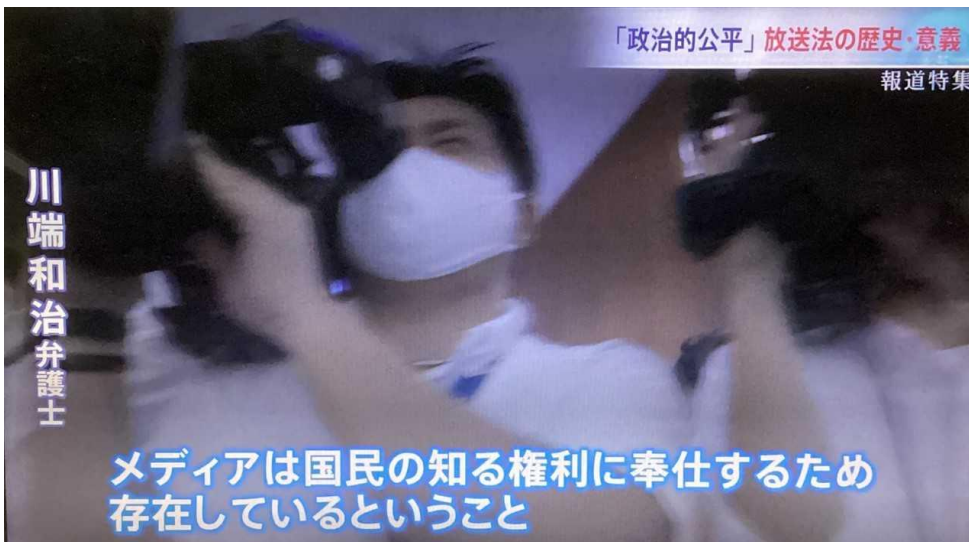


放送法に詳しい川端弁護士の言葉

(放送法は) 政府が放送局に対して要求する条文だという人がいるのですが、それは明らかな間違い。こういう「公正さ」を放送局に保障しなさいよっていうことを政府に求めているのですね。政府が放送局に求めなさいというのではなくて、ちょうどその逆なのです。政治的公平などをした放送法四条は、放送局側が自主的に目指すべき理想といった「倫理規範」です。

その上で今のメディアのあり方についてこう投げかける。

みんな萎縮して付度して自己規制しているのではないですか。メディアというのは、国民の知る権利に奉仕するために存在しているのだということ。それを忘れないで欲しい、ということに尽きますよね。



(検閲を許すことで) 一番損失をこうむるのは国民ですね。しかも重要な事実を知らないまま投票権が行使されることによって、国が道を誤ることになる。

今回の行政文書から明らかになったのは、これまで政治権力と放送事業者の緊張関係の中で、実績を積み上げながら運用されてきた法律が、今回は政府内のごく少人数の内輪の議論で解釈変更されたということです。

『報道特集』 point は以上

[重要な補足]

法律の専門家である、[宮武嶺さんの記事](#)から学んだことを以下にまとめます。

今問題になっている放送法4条1項はこういう条文。

第4条1項 放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 二 政治的に公平であること
- 三 報道は事実をまげないですること
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

この放送事業者に「政治的公平」を求める第4条第1項第2号は、第3条の

第3条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることのない

を前提にしている。放送番組は総務大臣を含む何人からも干渉されず、規律されないということを明記。したがって、この4条1項2号は法的規範（誰かの規制を受けるような法律上の義務）ではなく、倫理規範（道徳上の努力義務）なのだというのが通説だ。

番組内容について権力が「政治的に公平」であるかどうか判断し、時に電波停止や業務停止にできるというのは、明らかに憲法21条1項の表現の自由・報道の自由を侵害する憲法違反。

放送法4条1項2号は倫理規範でしかないという解釈は、放送法1条「この法律がなぜ作られたか」という目的条項にも表れている。

すなわち、1条2号は

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。

と規定し、放送に求められる「不偏不党」はあくまで放送による表現の自由を確保するための手段（政権政党からの干渉を許さないという意味）であることが明記されている。時の政権の顔色を窺い、総務省が求め

る「政治的公平」であるどうかで一喜一憂して番組を作るのでは、不偏不党とは言えず、放送による表現の自由は侵害されてしまっている。

したがって、4条1項2号に「政治的公平」が規定されていても、それは放送局に単なる道德上の努力義務しか生じないルールであって、4条1項2号違反で総務大臣がある放送局を電波停止や業務停止にできるわけがない。

(目的)

この法律は、次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

第1条

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

今問題になっている放送法4条の解釈変更というのは、この4条1項2号の「政治的公平」の判断について、総務省が

「ある放送局の番組全体から判断する」としていたのを、

「一番組の内容からだけでも判断できる」と解釈変更し、それによって電波停止にもできるという話。

しかし、そもそも、放送局の番組全体から判断しようが一番組内容からだろうが、総務大臣が政治的に公平でないと判断したら電波停止にすることができる、という放送法解釈が憲法違反。

日本国憲法21条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

憲法違反を放置することは、われわれ自身、そして社会全体に重大な損失をもたらす。



教育問題に関する特集も含めて [HP しょうのページ](#)に

(yahoo geocities の終了に伴って HP のアドレスを変更しています。)

[『しょう』のブログ\(2\)](#) もよろしく願います。[生活指導の歩みと吉田和子に学ぶ、『綴方教師の誕生』から…](#) ([生活指導と学校の力](#)、[教育をつくりかえる道すじ](#) [教育評価1](#) など)